

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 の規定による危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成 18 年 6 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 講習の種別

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所における危険物施設（(1) に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

2 講習の日時及び場所

会 場	講習日	時 間	場 所
盛岡市	平成 18 年 9 月 4 日	別に通知する。	別に通知する。
宮古市	平成 18 年 9 月 6 日	〃	〃
久慈市	平成 18 年 9 月 8 日	〃	〃
二戸市	平成 18 年 9 月 10 日	〃	〃
花巻市	平成 18 年 9 月 13 日	〃	〃
奥州市	平成 18 年 9 月 16 日	〃	〃
北上市	平成 18 年 9 月 22 日	〃	〃
盛岡市	平成 18 年 9 月 24 日	〃	〃
一関市	平成 18 年 9 月 25 日	〃	〃
釜石市	平成 18 年 10 月 2 日	〃	〃
大船渡市	平成 18 年 10 月 3 日	〃	〃
矢巾町	平成 18 年 10 月 6 日	〃	〃

- 3 講習の対象 危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現に危険物施設において危険物の取扱作業に従事している者のうち、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に危険物取扱者免状を取得した者又は危険物取扱者保安講習を受講した者。ただし、平成 16 年度又は平成 17 年度の危険物取扱者保安講習を受講した者を除く。
- 4 受講手続 受講申請書を平成 18 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までに、財団法人岩手県消防協会に提出すること。
- 5 その他 詳細については、岩手県総務部総合防災室又は財団法人岩手県消防協会に問い合わせること。